

浜頓別町通学路防犯・交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成30年2月

浜頓別町通学路安全推進会議

(平成31年2月一部改訂)

1 プログラムの目的

近年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、関係機関と連携して「浜頓別町通学路安全推進会議」を設置し、平成29年5月と平成30年2月に各小学校の通学路において合同点検を実施し、通学路の安全確保に向けた取組みを行うため、必要な対策内容について協議を行い「浜頓別町通学路交通安全プログラム」を策定しましたが、通学路における防犯等の複合的な観点を加えた「浜頓別町通学路防犯・交通安全プログラム～通学路の安全確保に関する取組の方針～」として改訂を行ない、通学路の安全確保に向けた取組みをさらに推進して参ります。

今後も、必要な見直しを行なうとともに、本プログラムに基づき、関係機関と連携して、児童生徒がより安全に通学できるように通学路の安全確保を図ってまいります。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

- ・ 浜頓別町教育委員会
- ・ 浜頓別町総務課
- ・ 浜頓別町建設課
- ・ 浜頓別町住民課
- ・ 旭川方面枝幸警察署
- ・ 稚内開発建設部浜頓別道路事務所
- ・ 稚内建設管理部事業室事業課
- ・ 浜頓別町校長会
- ・ 浜頓別町教頭会
- ・ 浜頓別町PTA連合会

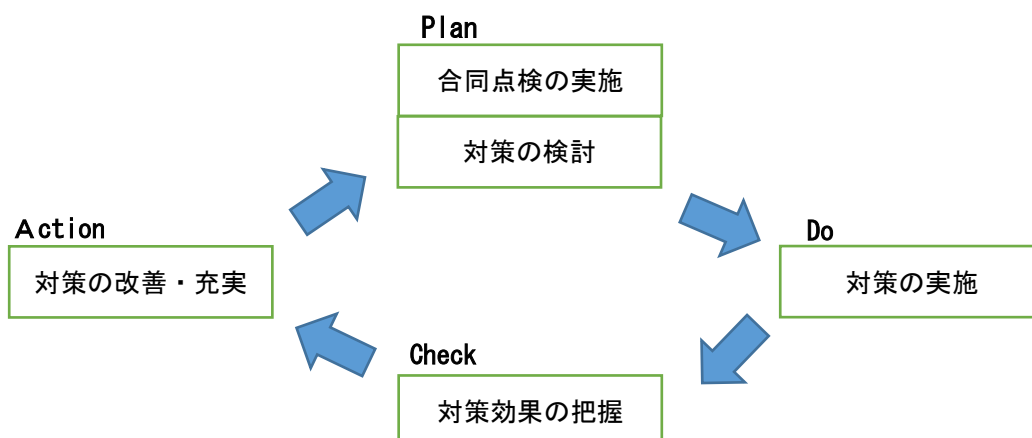
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに対策実施後の効果把握も行き、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

・町内の小学校をそれぞれに1年に1回、合同点検を実施します。なお、道路新設など周辺交通状況の大きな変化により通学路を見直した場合は、その都度合同点検を行います。

・積雪時の危険箇所については、関係機関の情報や積雪情報に応じて、その都度対応をします。

○合同点検の体制

・小学校ごとに合同点検を行います。

【合同点検の視点】

《交通安全》 通学路の歩道の状況・信号機の有無・横断歩道の設置等の必要性

《防犯等》 「一人区間」等の「見守り空白地帯」や防災の観点から危険箇所の把握と共有から環境整備・改善策の必要性

(3) 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置、防犯灯のようなハード対策。交通規制や交通安全教育、地域の見守り体制のようなソフト対策など必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。また、不審者や害獣出没情報に対する迅速な対応・情報共有を図ります。

(4) 対策の実施

・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、小学校に聞き取りを実施するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

・小学校区ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成します。